

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び地域高等教育機会確保特例
認定大学等の認定等に関する規程案等に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

実施期間：令和 7 年 9 月 19 日～令和 7 年 10 月 18 日（30 日間）

提出意見総数：14 件

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 特例の 認定基準に ついて	地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程第 1 条第 3 号ロについて、認定を受けようとする大学が、財政状況が健全でなくなったこと、に該当しないことが認定基準として挙げられているが、本制度は、 <u>財政状況に不安がある大学等にこそ必要</u> である。	本特例制度を活用した教育活動を効果的かつ大学教育としての <u>質を損なわないように行うためには、財政状況が健全であることなどが必要</u> であるとの認識の下、大学等の認定基準を定めることとしていますが、実施要項等において、地域における高等教育機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、 <u>地域関係者からの支援状況等特別の事情を個別に考慮することができる</u> こととする予定です。
2. 特例の 範囲につい て	地域課題を解決するためには、地域の大学だけでは不十分であるおそれがあるため、オンラインでの学習環境が整備されている <u>大学等の通信教育との連携協力が含まれることを施行通知等に明記すべき</u> である。	本特例制度は、 <u>遠隔授業により修得する単位数の上限についても対象</u> としており、遠隔授業の利活用により、連携先の大学等の選択肢が広がり、地域での学びの充実に寄与することを期待しています。施行通知等への記載についても検討してまいります。
3. 協議会 について	大学、地方公共団体、産業界などが参加する協議会の設置は、意義深い取組であるが、 <u>単なる情報共有の場に留まることなく、制度運用の中心的な役割を担うことで、地域の実情に即した教育が可能になる</u> のではないかと。	各地域が、国と連携して地域構想推進プラットフォームを構築し、 <u>実効性のある組織とするため、届出制度の創設により文部科学省においてプラットフォームの情報を的確に把握するとともに、協議会が国に対し</u>

		<u>協力要請することができる仕組みを整備</u> するなど、本告示の整備により協議会の充実に取り組んでまいります。
--	--	--

地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

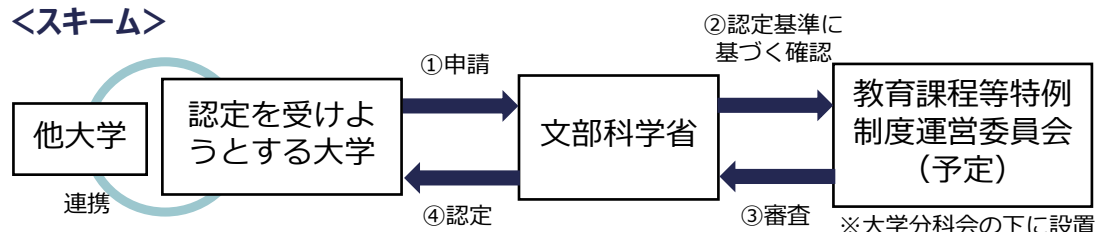
<大学設置基準における主な特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員)／第19条第1項(授業科目の自ら開設)／第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限)／第32条第5項(遠隔授業の60単位上限)等

<認定基準>

- 機関としての要件
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
 - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
 - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

<スキーム>



取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会(地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定)等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

施行期日

- 令和8年1月1日(予定)